

30生流第3198号
平成30年12月5日

公益社団法人福島県獣医師会長 様

福島県農林水産部畜産課長
(公 印 省 略)

岐阜県畜産研究所において豚コレラが確認されたことに伴う防疫対策の
再徹底について (通知)

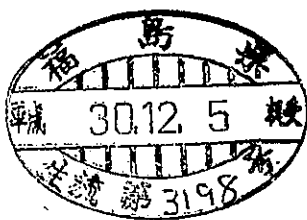
このことについて、別紙写しのとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課長より通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会所属獣医師に対して本事例を周知いただくとともに、豚及びいのしの診療等に携わる際は、下記について御指導をお願いします。

記

- 1 飼養衛生管理基準の遵守徹底 (特に以下の項目について)
 - (1) 消毒による人・車両等を介したウイルスの侵入防止対策
 - (2) 飼養豚の毎日の健康観察による異常豚の早期発見・早期通報
(特に、「発熱・元気消失・食欲減退・結膜炎」又は「死流産」が複数頭の豚で認められた場合には確実に届け出るよう指導をお願いします。)
 - (3) 生肉及び肉製品を含み又は含む可能性のある食品残さの適正使用
 - (4) 野生動物との接触防止

(事務担当 副主任獣医技師 西門 電話(直通)024-521-7364)



30 消安第 4418 号
平成 30 年 12 月 5 日

福島県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

岐阜県畜産研究所において豚コレラが確認されたことに伴う防疫対策の再徹底について

岐阜県における豚コレラの発生を踏まえた防疫対応については、「岐阜県における豚コレラの患畜の確認に伴う防疫対策の再徹底について」（平成 30 年 9 月 9 日付け 30 消安第 3033 号農林水産省消費・安全局長通知）、「岐阜県の豚飼養農場において豚コレラの 2 例目を確認されたことに伴う防疫対策の再徹底について」（平成 30 年 11 月 16 日付け 30 消安第 4098 号）等に基づき対応いただいているところです。

今般、12 月 3 日、美濃加茂市の岐阜県畜産研究所で飼養されていた豚において、食欲減退及び白血球減少が確認されたことから、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動衛研」という。）において遺伝子検査を実施した結果、本日、豚コレラに特異的な遺伝子が検出されたことから、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 25 年 6 月 26 日付け農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）第 5 の 2（1）②の規定に基づき豚コレラの患畜と判定し、岐阜県に対し、直ちに当該研究所の防疫措置を開始するよう指示したところです。

つきましては、改めて貴都道府県内における生産者、畜産関係機関、関係団体及び外国人研修生の窓口となる団体等に対して、本件について周知するとともに、消毒による人・車両等を介したウイルスの侵入防止対策、飼養豚の毎日の健康観察による異常豚の早期発見・早期通報、肉及びに肉製品を含み又は含む可能性のある食品残さの適正使用、野生動物との接触防止等の飼養衛生管理基準の遵守の徹底について、可能な限り家畜防疫員が現地へ立入検査を実施し、確認・指導を再徹底するようお願いいたします。

さらに、豚の飼養者から動衛研で実施した感染試験により確認された「発熱、元気消失、食欲減退、結膜炎」又は、発生農場で確認された「流死産」が複数頭の豚で認められた場合には、確実に届出るよう指導するとともに、届出があった場合は防疫指針第 4 の 5 に規定する検査を行うようお願いいたします。また、万が一の際の防疫対応に係る準備及び調整を円滑に行うため、当該情報については直ちに当局動物衛生課に報告の上、迅速かつ的確に初動対応を実施するようお願いいたします。

また、今般の事例では、発熱やチアノーゼ等の臨床症状も少なく、解剖検査においても脾臓の出血性梗塞等の特徴的所見もなかったこと、PCR 検査の結果が岐阜県と動衛研の

結果が異なること等が認められたことを踏まえ、今後実施する岐阜県の検査の手法・手技等に係る検証の結果等を参考に、各都道府県におかれましては検査に対する精度管理を徹底いただくようお願いいたします。